

答 申 第 251 号

平成18年12月27日

千葉県教育委員会

委員長 伊藤 潔 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年2月13日付け教施第187号の2による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年1月10日付けで異議申立人から提起された、平成17年1月4日付け教施第195号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年1月4日付け教施第195号で行った「公立学校施設の耐震改修状況調（県立学校分）のうち安房南高等学校に係る部分（平成16年5月10日施行分）」（以下「本件文書」という。）の行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) いずれの決定も決定通知書の文書番号が同じであり、わかりづらい。第〇〇〇号の1とか、枝番で管理すべきである。
- (2) 部分開示にする方が県民に誤解や混乱を招いており説明責任を果たせ。部分開示にしたことで、よっぽど悪いということがバレている。地震があつて人命に影響があつたら、殺人罪で刑事告発されることになる。県民をバカにするな。
- (3) 部分開示決定の件名が「耐震改修状況調」なら平成10年の耐震調査の公文書がなければおかしい。文書隠しはやめてほしい。

第3 実施機関の説明要旨

理由説明書において説明している理由は、おおむね次のとおりである。

1 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第5号該当性について

本件文書のうち、「要補強」欄には、「耐震性を向上させる必要がある建築物か否かという建築物の安全性に関する情報」が記録されている。

耐震性を向上させる必要があるとされた県立学校の建築物については、計画的に耐震改修工事を実施しているが、工事計画は、毎年度、建築物の状態、財政運営上の観点等から計画の見直しを行っており、実際に工事を実施することを決定するまでの間は変更される可能性があるものであり、また、耐震性を向上させる必要がある建築物の改修をすべて終えるまでには、長い期間を要する見込みである。

このような状況下で、「耐震性を向上させる必要がある建築物か否かという建物の

安全性に関する情報」を開示した場合、児童・生徒や関係者に対し建築物の安全性に関して過剰な不安感を与えるおそれがあるとともに、関係者をはじめ県民に対しても耐震改修工事の優先順位等に関して誤解や混乱を招くおそれがある。

2 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、「本件決定の他にも部分開示を受けたが、どちらも同じ文書番号であり、分かりづらい。枝番を付して管理すべきものである。」と主張するが、この主張は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の処分の取消し事由にならないものである。

(2) 異議申立人は、「開示請求した「平成16年12月県議会で答弁した教育施設の耐震補強に関する書類(安房南高と鋸南町に関するもののみ)」(以下「本件請求」という。)に対して特定した文書が「公立学校施設の耐震改修調」なら平成10年の耐震調査の公文書がなければおかしい。」と主張する。

しかしながら、本件請求に対して実施機関が特定した文書は、公立学校施設のうち、施設課が所管する県立学校に関するものとして

ア 全部開示決定した「公立学校施設の耐震改修状況調のうち県立学校分(平成16年5月10日施行分)」

イ 部分開示決定した「公立学校施設の耐震改修状況調(県立学校分)のうち安房南高等学校に係る部分(平成16年5月10日施行分)」

ウ 不開示決定した「千葉県立安房水産高等学校外2校屋内運動場耐震診断報告書(千葉県立安房南高等学校屋内運動場)(平成10年2月)」

であり、異議申立人が主張する「平成10年の耐震調査の公文書」については、再度調査したところ、すでに廃棄済みとなっていたものである。

(3) 異議申立人は、「部分開示にする方が県民に誤解を招いている。説明責任を果たせ。」と主張する。

しかしながら、不開示部分については、上記1で説明するとおり、条例第8条第5号の不開示情報に該当するものである。

(4) また、異議申立人は、「部分開示にしたことで、よっぽど悪いということがバレている。」と主張するが、この主張は行政不服審査法上の処分の取消し事由にならないものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立ての対象となっている行政文書について

本件異議申立ての対象となっている行政文書は、安房南高等学校の建築物の耐震改修状況をまとめた一覧表であり、「NO」欄、「学校番号」欄、「1:校舎 2:屋体」欄、

「棟名」欄、「合計面積」欄、「最大階級」欄、「棟別建築年月日」欄、「診断済み」欄、「要補強」欄、「改造済」欄の各欄に建築物の概要及び耐震改修の状況等が記録されている。

2 条例第8条第5号該当性について

(1) 実施機関は、本件文書のうち、耐震改修の必要性の有無に係る「要補強」欄に記録されている部分を条例第8条第5号に該当するとして不開示としており、その理由は、これらの情報を公にすることにより、児童・生徒や関係者に対し建築物の安全性に関して過剰な不安感を与えるおそれがあるとともに、関係者をはじめ県民に対しても耐震改修工事の優先順位等に関して誤解や混乱を招くおそれがあると説明する。

(2) そこで、当審査会が実施機関に対し、具体的な理由について説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

ア 校舎等の建築物を長時間利用する生徒や関係者に対し、学校建物の安全性に関して、過剰な不安感を与えることが予想される。

イ 学校建築物の安全性に不安感があると、勉強や仕事に打ち込むこともできず、日常生活に悪影響を与えることが予想される。

ウ 関係者をはじめ県民に対しても誤解や混乱を招く事態に陥ることが予想される。

エ 工事計画自体の策定が困難となるなど事務事業に係る意思形成に著しい支障を生ずることが予想される。

(3) しかしながら、実施機関が不開示とした部分は、以下に判断するとおり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第5号に該当しない。

ア 耐震診断の対象となる建築物は、昭和56年以前（建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により、構造種別や高さに応じた地震に対する構造計算規定が導入される以前）に建築したものであり、本件請求により全部開示されている「公立学校施設耐震改修状況調のうち県立学校分（平成16年5月10日施行分）」の行政文書を見分すると、耐震診断を行っている県立学校の建築物の7割以上は改修の必要な建築物であることが確認される。

よって、実施機関は耐震診断の対象となる建築物の相当数に改修の必要があるとの部分を既に開示しているものと認められ、建築物の安全性に関する情報は明らかになっており、上記(2)における説明には理由がない。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき作成された館山市地域防災計画によれば、安房南高等学校は、震災時の避難予定場所に指定されてお

り、震災時に応急活動の拠点として活用される。

そうすると、震災時に住民等が的確な対応をとるためには、当該高等学校における建築物の耐震性能の把握が不可欠であることが言える。

ウ 他県等では、既に公共建築物の耐震に関する情報を公表しているところもある。

エ 加えて、平成18年1月26日に建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）が施行されたことに伴い国土交通大臣が策定した「建築物の耐震診断及び診断改修の促進を図るための基本的な方針」においても、震災時に想定される被害を未然に防止する観点から、国家的課題として、建築物の耐震改修を強力に推進していくために、公共建築物の耐震診断結果を公表することを定めている。

よって、実施機関が開示しなかった部分は開示すべきである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立人の主張要旨2(3)のとおり、平成10年の耐震調査の公文書がなければおかしいと主張する。

開示請求があった場合、特定される行政文書の範囲は、原則として、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載内容に基づいて、合理的に理解し得る範囲においてとらえるべきである。

実施機関は、当審査会に対する口頭理由説明において、本件開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に「平成16年12月県議会で答弁した」と記載があったので、平成16年12月県議会で教育長が答弁した公立学校の耐震化状況等に関する行政文書を本件請求の対象として開示決定等したと説明する。

そこで、当審査会は、この答弁が記録されている会議録と本件請求により開示決定等した文書を確認したところ、本件における行政文書の特定に不合理な点があるとは言えず、異議申立人の主張には理由がない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は取り消すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
18. 2. 13	諮問書の受理
18. 2. 27	実施機関の理由説明書の受理
18. 9. 26	審議 実施機関から不開示理由の聴取
18. 11. 21	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職業等	備考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友 道明	弁護士	
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務 代理者
横山 清美	環境パートナーシップちば アドバイザー	

(五十音順：平成18年11月21日現在)